

消火栓や消防水利の標識付近への駐車はやめよう

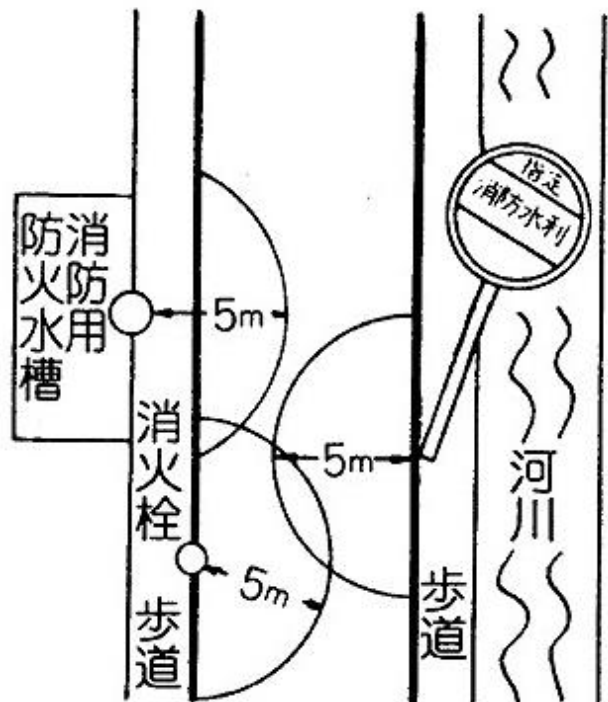
■ 周囲への駐車はやめよう

道路交通法では、消防水利や水利標識の周囲への駐車が禁止されています。

これは、駐車車両が一刻を争う消防活動の支障となり、被害が拡大することを防ぐためです。

具体的な駐車禁止の範囲は、次のとおりです。

- ① 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端、又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ② 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置、又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分

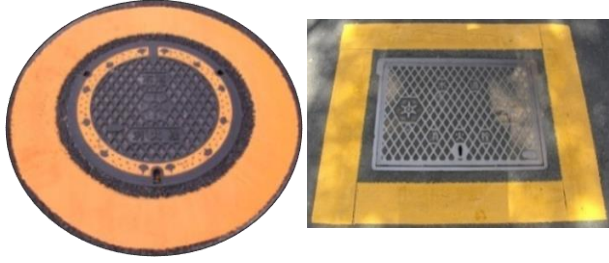




消防水利や水利標識と駐車禁止の範囲

■ 消防水利とは

消防隊の消火活動において必要な「水」は「消防水利」と呼ばれ、水道管に接続されている「消火栓」や地中に埋められ消火用水が貯水されている「防火水槽」などに分類されます。

それぞれ分類に応じて、異なるふたが使われています。

消火栓のふた	防火水槽のふた	採水口
 <p data-bbox="165 779 564 808">ふたに黄色い塗装が塗られています。</p>		

■ 水利標識とは

消防水利の周囲には、遠くからでもその位置が分かるように「水利標識」が建てられています。

水利標識は、大別すると次のように分類されます。

① 防火水槽の標識

防火水槽の標識には、漢字で表記されているものと「槽」の文字がひらがなで「そう」と表記されているものがあります。

② 消火栓の標識

消火栓の標識には、一般的にはその下部に広告板が付いています。

③ その他の水利標識

大きな建物の地下室を利用して水を貯水させている消防水利があり、これらは主目的によって「地中ばり水槽」と「消防用水」に分類されます。地中ばり水槽の標識は「消防水利」と表記され、消防用水の標識は「消防用水」と表記されています。

※ 水利標識がない消防水利もあります。

防火水槽の標識	消火栓の標識	その他の水利標識
		